

刈谷田川土地改良区総代・役員功労金規程

第 1 条 本土地改良区の総代若しくは役員が任期満了（1 期毎）したとき、次の基準により功労金を贈呈する。

（1） 総代は、任期（1 期）中の報酬平均年額に支給率 2 を乗じて得た額。

（2） 役員は、任期（1 期）中の報酬平均年額額の 1 2 分の 1 の額に支給率 2 を乗じて得た額。

第 2 条 この規程の改廃は理事会の議決によってこれを行う。

附 則

1 この規程は昭和 5 4 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程の経費は、刈谷田川土地改良区職員退職給与金並びに役員総代功労金積立特別会計より支出する。

附 則

1 この規程は平成 1 2 年 7 月 1 2 日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 4 日に議決し、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、改正前の総代・役員の功労金等については、任期満了時に清算するものとし、贈呈すべき功労金の額に 3 0 % を乗じた額を控除した額とする。

附 則

1 この規程は、平成 2 4 年 3 月 1 9 日より施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。